

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券の購入及び所持)

第12条 列車に乗車する旅客は、その列車に有効な乗車券を購入しこれを所持しなければならない。ただし、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は降車時において運賃を払うものとする。

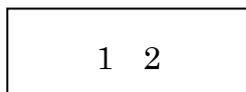
(整理券の所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、乗車券所持の有無(団体乗車券を除く)に関わらず、乗車の際、列車に備付けの整理券発行機により整理券を乗車中所持しなければならない。

2. 前項の整理券は、降車の際、乗車券または運賃とともに列車備付けの運賃箱に納入するものとする。

(整理券の様式)

第14条 整理券の様式は、次のとおりとする。



(注) 券面は、0 から 37 までを印字する。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱は、列車の乗務員が行う。

(営業キロ)

第16条 旅客運賃、その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、鉄道営業キロによる。